



# 栃木県公報

平成25年  
7月5日(金)  
号外  
第59号

## 目次

### 告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 1
- 同..... 1

## 告示

### 栃木県告示第四百一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年七月五日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部林業振興課の款森林作業道整備事業費補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同欄第二号中「、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十二年法律第五十七号）第九条第二号に規定する森林整備法人をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項交付の相手方の欄中「、森林整備法人」を削る。

（林業振興課）

### 栃木県告示第四百二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年七月五日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部森林整備課の款造林事業補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

#### 一 森林環境保全整備事業

##### (一) 森林環境保全直接支援事業

##### (1) 森林環境保全直接支援事業

市町村、森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下この項において同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下この項において同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令第十一条第七号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）、森林所有者団体（同条第八号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）、森林経営計画認定者（森林経営計画（森林法第十一条第一項に規定する計画をいう。以下この項において同じ。）を作成し、当該計画について同条第五項の認定を受けた者をいう。以下この項において同じ。）、森林施業計画認定者（森林施業計画（森林法の一部を改正する法律による改正前の森林法第十一条第一項に規定する計画をいう。以下この項において同じ。）を作成し、当該計画について同条第四項の認定を受けた者をいう。以下こ

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者、特定間伐等実施者及び施業代行者

の項において同じ。)、特定間伐等実施者(特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第五条第一項に規定する計画をいう。以下この項において同じ。))に特定間伐等の実施主体として定められたものをいう。以下この項において同じ。)又は施業代行者(森林法第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者をいう。以下この項において同じ。)が森林環境保全整備事業実施要領(平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知)及び栃木県造林補助事業実施要領(昭和四十八年八月十八日付け造林第百十八号林務観光部長通知)に基づき行う次に掲げる事業に要する経費

イ 人工造林又は樹下植栽等

(イ) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの

査定額(標準経費(知事が別に定める方法により求めた経費をいう。以下この款において同じ。))に事業ごとの査定係数の百分の一を乗じて得た額をいう。以下この款において同じ。)の十分の五・五(公益的機能別施業森林外針葉樹植栽(森林法第四条第二項第三号の三に規定する公益的機能別施業森林以外の森林における針葉樹植栽をいう。以下この項において同じ。))に係るものにあつては、十分の四)以内

(ロ) (イ)以外のもの

査定額の十分の四以内

ロ 下刈り又は倒木起こし

(イ) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの

査定額の十分の四以内

(ロ) (イ)以外のもの

査定額の十分の四以内

ハ 枝打ち

森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの又は特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの

査定額の十分の四以内

ニ 除伐等

森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は施業代行者が要間伐森林(森林法第十条の十第二項に規定するものをいう。以

査定額の十分の四以内

下この項において同じ。)において実施するもの

亦 間伐又は更新伐

森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、森林施業計画認定者が当該認定に係る森林施業計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は施業代行者が要間伐森林において実施するもの(知事が別に定める要件を満たすものに限る。)

へ 付帯施設等整備

ト イからへまでに掲げる事業であつて、二十一世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成六年八月十五日付け六林野企第百二十五号農林水産事務次官通知)に基づき森林整備活性化資金の貸付けを受けて行うもの

(2) 環境の森機能強化事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。)が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備(事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。)に要する経費

(3) 少花粉スギ苗植付け事業

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は付帯施設等整備に要する経費

査定額の十分の四以内

査定額の十分の五以内

査定額の十分の四・三(イ(4)に掲げる事業(公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものを除く。)に係るものにあつては十分の五・八又はへに掲げる事業に係るものにあつては十分の五・三)以内

標準経費の十分の十以内

標準経費の十分の十以内

市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの(市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。)市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林

(4) 侵入竹対策事業

市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林所有者団体であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者、特定間伐等実施者又は施業代行者であるものが森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費

- イ 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐
- ロ 経営林誘導型 除伐等又は間伐

標準経費の十分の十以内  
査定額の十分の四以内

(5) 低コスト植栽モデル事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるものが森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備に要する経費

標準経費の十分の十以内

(二) 環境林整備事業

(1) 公的森林整備

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

- イ 人工造林又は樹下植栽等
- ロ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐等、間伐又は更新伐
- ハ 付帯施設等整備

査定額の十分の五・五以内  
査定額の十分の四以内  
査定額の十分の五以内

所有者団体、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者及び特定間伐等実施者  
市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等及び森林所有者団体であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者、特定間伐等実施者又は施業代行者であるもの  
市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの  
市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村

(2) 環境の森機能強化事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

標準経費の十分の十以内

(3) 侵入竹対策事業

市町村、森林組合等又は特定非営利活動法人等（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費

イ 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐

ロ 経営林誘導型 除伐等又は間伐

標準経費の十分の十以内  
査定額の十分の四以内

(4) 被害森林整備

市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営

及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）市町村、森林組合等及び特定非営利活動法人等であつて、森林経営計画認定者、森林施業計画認定者又は特定間伐等実施者であるもの（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）市町村、森林組合等、

計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する私有林で行うものを除く。）に要する経費

- イ 人工造林、樹下植栽等又は付帯施設等整備
- ロ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐等又は更新伐

査定額の十分の五以内  
査定額の十分の四・五以内

特定非営利活動法人等及び森林経営計画認定者（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）市町村、森林所有者、森林組合等、森林所有者団体及び森林経営計画認定者

(5) 保全松林緊急保護整備

市町村、森林所有者、森林組合等、森林所有者団体又は森林経営計画認定者が森林環境保全整備事業実施要領、栃木県造林補助事業実施要領及び松くい虫被害対策事業実施要領（平成九年四月一日付け九林野造第八十二号林野庁長官通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費

- イ 保全松林健全化整備
- ロ 松林保護樹林帯造成

標準経費の十分の十以内

(イ) 人工造林

標準経費の十分の九  
（地ごしらえのうち知事が別に定めるものに係るものにあつては、十分の十）以内

- (ロ) 樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、除伐等又は付帯施設等整備

標準経費の十分の九以内

(ハ) 更新伐

標準経費の十分の十以内

二 農山漁村地域整備事業

(一) 共生環境整備事業

(1) 森林空間総合整備事業

市町村が農山漁村地域整備交付金実施要領（平成二十二年四月一日付け二十一生畜第二千四十五号、二十一農振第二千四百五十四号、二十一林整計第三百三十六号、二十一水港第二千七百二十四号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知）及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費

- イ 全体計画調査、付帯施設整備又は林内歩道等整備
- ロ 共生環境整備

当該事業に要する経費の十分の七以内

当該事業に要する経費の十分の七（人工造林（広葉樹植栽に限る。）に係るものにあ

市町村

<p>ハ 用地等取得</p> <p>(2) 絆の森整備事業 市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者又は森林施業計画認定者が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>イ 全体計画調査、付帯施設整備又は林内歩道等整備</p> <p>ロ 共生環境整備</p> <p>ハ 用地等取得</p> <p>(二) 機能回復整備事業 市町村、森林所有者、森林組合等又は森林所有者団体が農山漁村地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 特定林地改良</p> <p>(2) 耕作放棄地等森林造成又は造林未済地緊急造林</p> <p>三 県単造林事業 森林所有者、森林組合等又は特定非営利活動法人等が栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う県単造林事業に要する経費</p>	<p>つては、十分の九) 以内 当該事業に要する経費の十分の四以内</p> <p>当該事業に要する経費の十分の七以内 標準経費の十分の七(人工造林(広葉樹植栽に限る。)に係るものにあつては、十分の九) 以内 当該事業に要する経費の十分の四以内</p> <p>標準経費の十分の八・五以内 査定額の十分の四以内</p> <p>標準経費の十分の三・五以内</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者及び森林施業計画認定者。ただし、全体計画調査又は用地等取得に係る経費については、市町村に限る。</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合等及び森林所有者団体。ただし、耕作放棄地等森林造成又は造林未済地緊急造林に係る経費については、市町村に限る。</p> <p>森林所有者、森林組合等及び特定非営利活動法人等</p>
--	--	---

(森林整備課)